

松江市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月22日付け松江市監査委員告示第2号で公表した随時監査（工事監査）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成28年6月8日

松江市監査委員 松本修司

松江市監査委員 児玉泰州

松江市監査委員 桂善夫

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 工事積算について</p> <p>① 市道夢ヶ丘団地1号線側溝改良工事</p> <p>② 平成26年度東奥谷町雨水渠工事</p> <p>①、②とも技術管理費に業務委託費が計上してあるが、自動計算させるための特殊コードを用いた適切な積算されておらず、①については仮設工の敷鉄板の運搬費が未計上であった。どちらも工事費の増減に関わる事項であるため適切な処理を留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(土木課、河川課)</p> <p>(2) 単価適用月日について</p> <p>○ 市道白石・幡屋線道路改良工事</p> <p>一部の工種について過年単価が使用されていた。数量の大小にもよるが工事費の増減に関わる事項であるため適切な処理を留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(土木課)</p> <p>(3) 下請負人通知書について</p> <p>○ 野原地区船溜施設整備工事</p>	<p>(1) 工事積算について</p> <p>① 今後は、適切な特殊コードの使用及び、必要経費の計上漏れが無いように努めるとともに、確認体制を強化し再発防止を徹底します。</p> <p>② 今後は、適切な特殊コードを使用し積算するよう徹底します。</p> <p>(2) 今後は、適切な基準単価表を適用し、確認体制を強化し再発防止を徹底します。</p> <p>(3) 今後は、元請負人から下請負人通知書を提出させる際、工事内訳書等の具体的内容が分かる書類</p>

<p>通知書に注文書、工事内訳書が添付されていなかった。当通知書関係書類は元請施工者より提出される書類であり、適切な施工を確保し、下請負施工者の保護のためにも発注者が把握すべき重要なものであるため厳重な確認を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興課)</p> <p>2 建築工事</p> <p>(1) 製品の指定について</p> <p>○八雲林間劇場舞台照明設備改修工事</p> <p>舞台照明設備等は特殊な工事で専門に行う業者は限られるとはいえ複数社あることから、今後は参考であっても1社のみではなく可能な限り複数の業者の製品を記載することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課 (建築課))</p>	<p>を添付するよう指導し、厳重な確認を行います。</p> <p>(1) 今後、可能な限り複数業者の製品も記載することとします。</p>
---	--